

## 旧指定ごみ袋(平型)の再販売について (お知らせとお詫び)

日頃より、町民のみなさまには廃棄物処理事業へご協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成30年6月1日から指定ごみ袋の価格(手数料)の改定と同時に、袋の形状が取っ手付き(U字型)に変更になり、旧指定ごみ袋(平型)は平成30年6月1日以降は店頭販売を終了しております。

新指定ごみ袋(U字型)販売までの間、店頭で販売する旧指定ごみ袋(平型)の在庫が不足することがないようにとの考えで、平成30年4月に追加作成しました。しかしながら、旧指定ごみ袋(平型)の需要が予想より伸びなかった事で、未使用の旧指定ごみ袋(平型)約4万袋が在庫として残る結果となってしまいました。

当初、旧指定ごみ袋(平型)は、平成30年8月31日以降は使用出来ませんと町民の皆様に案内をしておりましたが、未使用の旧指定ごみ袋(平型)の有効活用を多角的に考え、総合的に勘案した結果、令和元年10月1日以降、在庫の旧指定ごみ袋(平型)を下記のとおり、再販売することとなりました。

なお、再販売については旧指定ごみ袋(平型)の在庫がなくなるまで、町内各小売店舗にておこないますが、使用については期限を設けません。お手持ちの旧指定ごみ袋(平型)がなくなるまでご使用いただけます。

この度は町民のみなさまが混乱する事態を招き、また多大なるご不便をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

令和元年10月1日  
南風原町長 赤嶺 正之

記

販売場所：町内各小売店舗

販売金額：(大)200円、(中)150円、(小)100円

販売開始日：令和元年10月1日～

※U字型指定ごみ袋についてもこれまで同様販売を行っております

販売金額：(大)300円、(中)200円、(小)170円

【お問い合わせ】 住民環境課 ☎889-1797

## 基本理念

ともにつくる黄金南風の平和郷  
「平和」「自立」「共生」

町の人口(8月末現在)		8月の人の動き	
人口	39,631人(+46)	出生	40人
男性	19,482人(+10)	死亡	25人
女性	20,149人(+36)	転入	174人
世帯数	15,435戸(+41)	転出	143人
外国人登録人口	182人		
外国人世帯数	156戸		



## 町民憲章

私たちは、南風原町民であることに誇りを持ち、みんなで力を合わせ、明るく、豊かで、住みよいまちを作るため、すすんで次のことを実行しましょう。

1. 私たちは、教育を大事にし、文化の高い町をつくりましょう。
1. 私たちは、自然を愛し、みどり豊かな美しい町をつくりましょう。
1. 私たちは、健康で明るい家庭をつくりましょう。
1. 私たちは、きまりと時間を守り、住みよい町をつくりましょう。
1. 私たちは、よく働き、よく学び、豊かな町をつくりましょう。

(昭和58年4月1日制定)

## 固定資産税の課税誤りに関するお詫び

納税者の皆様、町民の皆様には、平素より本町税務行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、本町において行っております町内全域の土地の現況調査により、一部の土地について住宅用地特例の適用に関する誤りがあったことが判明しました。

今回判明した課税誤りにつきましては、納税者の皆様並びに町民の皆様にも多大なご迷惑をおかけするとともに、町税務行政の信頼を著しく損なうことになり、深くお詫び申し上げます。

課税誤りの内容につきましては、土地の固定資産税において住宅用地に対する特例措置が正しく適用されておらず、税額を過大に算定していたものであります。

土地の現況調査は、現在も継続中であり、課税誤りが判明した方には、随時、文書をお送りし、過大に徴収していた税額の返還事務を進めてまいります。

今後は、このような課税誤りを防止するため、定期的な町内の全域調査を行うとともに、日々の業務においても、事務処理の確認作業の強化、連携の強化を図り、税務行政の信頼回復に全力で取り組む所存でございます。

この度の課税誤りにより、納税者の皆様、町民の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

令和元年10月1日  
南風原町長 赤嶺 正之

【お問い合わせ】 税務課 資産税班 ☎889-4413

## 固定資産(家屋)について～次の場合には必ず届出をお願いします～

### ① 家屋を取り壊した場合

住宅や店舗、事務所、物置、車庫など、建物を取り壊したときは、『家屋滅失届』を税務課へ提出してください。

届出がない場合は、取り壊したことが確認できず、翌年度以降もそのまま課税となることがあります。

納税通知書の固定資産(土地・家屋)明細書をご確認いただき、取り壊した家屋が記載されている場合は、届出をお願いいたします。

なお、固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋が課税の対象となり、年度の途中で家屋を取り壊した場合でも、その年の税額は変わりません。

### ② 未登記家屋の名義を変更した場合

登記されていない家屋の所有者が、相続や売買、その他の理由で変わった場合は『未登記家屋名義変更届』を税務課へ提出してください。

登記されている家屋は、法務局で名義変更手続き(所有権移転登記)をすると、法務局からの通知により、所有者を把握することができますが、登記されていない家屋については税務課への届出がないと所有者の把握ができません。

登記されていない家屋は、納税通知書の固定資産(土地・家屋)明細書の家屋番号欄にアルファベットの「M(エム)」が記載されています。

【お問い合わせ】 税務課 資産税班 家屋係 ☎889-4413

## 10月12日は「町民平和の日」

南風原町では平成25年に「南風原町民平和の日を定める条例」を制定し、「10月12日」を「南風原町民平和の日」と決めました。

○町民平和の日とは

終戦後の昭和21年(1946年)1月23日南風原村役所(当時は役所としていた。)が大見武収容所(現与那原町)に設置されました。同年10月12日、地元(現南風原小学校)で役所業務が開始されました。

その時期は、本土疎開者や九州へ疎開した児童の引き揚げ、再会の喜び等、焼土と化した沖縄・南風原の地で新しい時代を切り開いていく機運が高まっていました。

そのことから戦争の悲惨さ、命の尊さ、平和の大切さを伝え発信するための日として「10月12日」を「南風原町民平和の日」としました。平和の尊さを広めるため、下記のとおりパネル展を実施します。

日時：令和元年10月7日(月)～10月18日(金) 場所：南風原町役場1階町民ホール  
時間：8時30分～17時15分(※土日、祝日除く)

【お問い合わせ】 総務課 ☎889-4415